

意見公募要領

1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案（別添 1）
- (2) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案（別添 1）
- (3) 無線局運用規則の一部を改正する省令案（別添 1）
- (4) 無線機器型式検定規則の一部を改正する省令案（別添 1）
- (5) 昭和 44 年郵政省告示第 513 号（航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件）の一部を改正する告示案（別添 2）
- (6) 平成 17 年総務省告示第 1225 号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（別添 3）
- (7) 平成 18 年総務省告示第 607 号（設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（別添 4）
- (8) 平成 27 年総務省告示第 283 号（携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（別添 5）
- (9) 平成 24 年総務省告示第 471 号（周波数割当計画）の一部を変更する告示案（別添 6）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

衛星通信を利用した衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB : Emergency Position Indicate Radio Beacon）、航空機用救命無線機（ELT : Emergency Locator Transmitter）等は、遭難等の非常時において、コスパス・サースット（Cospas-Sarsat）衛星を介して遭難通信を行うビーコンシステムである。

これらの搜索救助用ビーコンは、周波数 1 波で許容するビーコン数が限られているため、ビーコン数が 10 万台を超えた場合に新たな使用周波数を割り当てることとされている。現在までビーコン数の増加に伴い、「406.025MHz」、「406.028MHz」、「406.037MHz」、「406.04MHz」と順次周波数を追加してきており、4 波が国際的に認められている。

今般、搜索救助用ビーコンの普及拡大等を受けて、Cospas-Sarsat 理事会において新周波数「406.031MHz」の追加が決定されたことに伴い、当該周波数を遭難通信として使用するための関係規定の整備を行うものである。

3 資料入手方法

意見公募対象については、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課において閲覧に供するとともに、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）のパブリックコメント欄に掲載することとします。

4 意見の提出方法

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電

話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。
なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5903

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成28年9月22日(木)から平成28年10月21日(金)まで

※郵送の場合は同日必着

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

担 当：松井課長補佐、工藤係長

電 話：03-5253-5901

F A X：03-5253-5903

電子メールアドレス：maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部基幹・衛星移動通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。